

国立大学法人群馬大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規則に定める期末特別手当(ボーナス)において、役員の本給等に、文部科学省国立大学法人評価委員会の本学に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて100分の10の範囲内で経営協議会の議を経て学長が定める割合を乗じて得た額を増額し、又は減額することができるとし、業績を反映させられるようにしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長 〔本給月額約6.7%引下げ。地域手当1%の新設。〕

理事 〔本給月額約6.7%引下げ。地域手当1%の新設。号俸の範囲を1号俸引下げ。事務局長を兼務する役員の報酬については、学長が特に必要と認めた場合の他は、当法人の教職員給与規則の規定に準ずる。〕

理事(非常勤) 〔日額約7.1%引下げ。〕

監事 〔本給月額約6.7%引下げ。地域手当1%の新設。〕

監事(非常勤) 〔日額約5.6%引下げ。〕

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,139	千円 12,792	千円 5,220	千円 127 (地域手当)		
理事 (4人)	千円 61,428	千円 40,887	千円 17,223	千円 1,072 (通勤手当) 816 (単身赴任手当) 1,274 (地域手当) 156 (扶養手当)		3月31日1名
理事 (非常勤) (1人)	千円 9,368	千円 8,820	千円 0	千円 548 (通勤手当)		3月31日1名
監事 (1人)	千円 12,032	千円 8,736	千円 2,354	千円 855 (通勤手当) 87 (地域手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,680	千円 2,602	千円 0	千円 78 (通勤手当)		

注:「地域手当」とは、調整手当に替わり、民間賃金の高い地域に勤務する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事A	千円 (53,529) 2,709	年 月 (36 6) 2 0	H18.3.31	-	退職手当の額について、役員としての在職期間におけるこの者の業績に応じ、経営協議会の議を経た結果、業績評価「1」と決定され、増減はしないこととした。
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし
監事A	千円 2,340	年 月 2 0	H18.3.31	-	退職手当の額について、役員としての在職期間におけるこの者の業績に応じ、経営協議会の議を経た結果、業績評価「1」と決定され、増減はしないこととした。
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

注:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

（ 本学における効率化係数 1%に伴う人件費削減を踏まえて、人的資源の効率的運用と効率的配分を図る。 ）

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

（ 国家公務員の給与制度に定める職種に応じた俸給表及び社団法人国立大学協会が作成した参考給与表を参考とし、社会一般の情勢に適合すべく、毎年の人事院勧告を考慮して、かつ運営費交付金の状況を踏まえて、給与水準を決定している。 ）

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

（ 本学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与（6月期及び12月期）における支給割合の増減を行っている。 ）

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額;昇格	勤務成績が良好で、本学が定める必要経験年数を有している職員について、その職務に応じて、原則として1級上位の級に決定することができる。
俸給月額;降格	勤務成績が不良な職員について、下位の級に決定することができる。
俸給月額;昇給	毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じた昇給区分により行う。
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

俸給表

地域別の官民較差の平成15年から17年の3年平均値を参考として、各俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げ。

若年層については引下げを行わず、中高年齢層については平均以上の引下げにすることにより、給与カーブをフラット化。

一般職(一)の現行1級・2級(係員級)及び4級・5級(係長級)の統合。従来の本府省課長の職責を上回る職務に対応した級の新設(11級制 10級制)。

教育職(一)に6級を新設。

きめ細かい勤務実績の反映を行うため現行の号俸を4分割。

在職実態が極めて少ない初号等の号俸をカット。

最高号俸を超える者の在職実態を踏まえ、現行の枠外3号俸分の号俸を増設。

最高号俸を超える俸給月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止。

中途採用者の初任給決定の制限、昇格時の号俸決定方法について見直し。

なお、平成18年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、その達するまでの間、新旧俸給月額の差額を支給。

俸給の調整額

俸給表の引下げに合わせた引下げ。

地域手当

調整手当に替わり、民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給する。俸給等の1%。

管理職手当

調査役 種を追加。副学長及び副病院長 種を追加。工学部学科長を学科長に変更。

放射線取扱手当

日額230円を、月額7,000円に変更。

病理解剖待機手当の新設

週休日及び休日において、緊急の病理解剖に対応するため、自宅等に待機をした場合に待機をした日1日につき、2,900円支給する。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,505	43.0	6,754	4,900	71	1,854
事務・技術	326	44.8	5,907	4,307	85	1,600
教育職種 (大学教員)	644	47.5	8,642	6,233	87	2,409
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	352	34.5	4,603	3,370	34	1,233
技能・労務職種	3	55.5	5,549	4,030	24	1,519
教育職種 (附属高校教員)	21	36.7	6,648	4,900	79	1,748
教育職種 (附属義務教育学校教員)	48	37.9	6,388	4,692	91	1,696
医療職種 (病院医療技術職員)	111	41.3	5,324	3,872	52	1,452

非常勤職員	81	39.4	3,789	2,962	47	827
事務・技術	45	42.7	3,256	2,412	50	844
教育職種 (大学教員)	10	43.9	6,887	4,983	41	1,904
医療職種 (病院医師)	15	27.4	3,577	3,577	25	0
医療職種 (病院看護師)	1					
技能・労務職種	3	58.2	4,065	2,988	42	1,077
医療職種 (病院医療技術職員)	7	30.5	3,184	2,352	76	832

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員、任期付職員及び再任用職員について、本学においては該当者がいないため、記載を省略した。

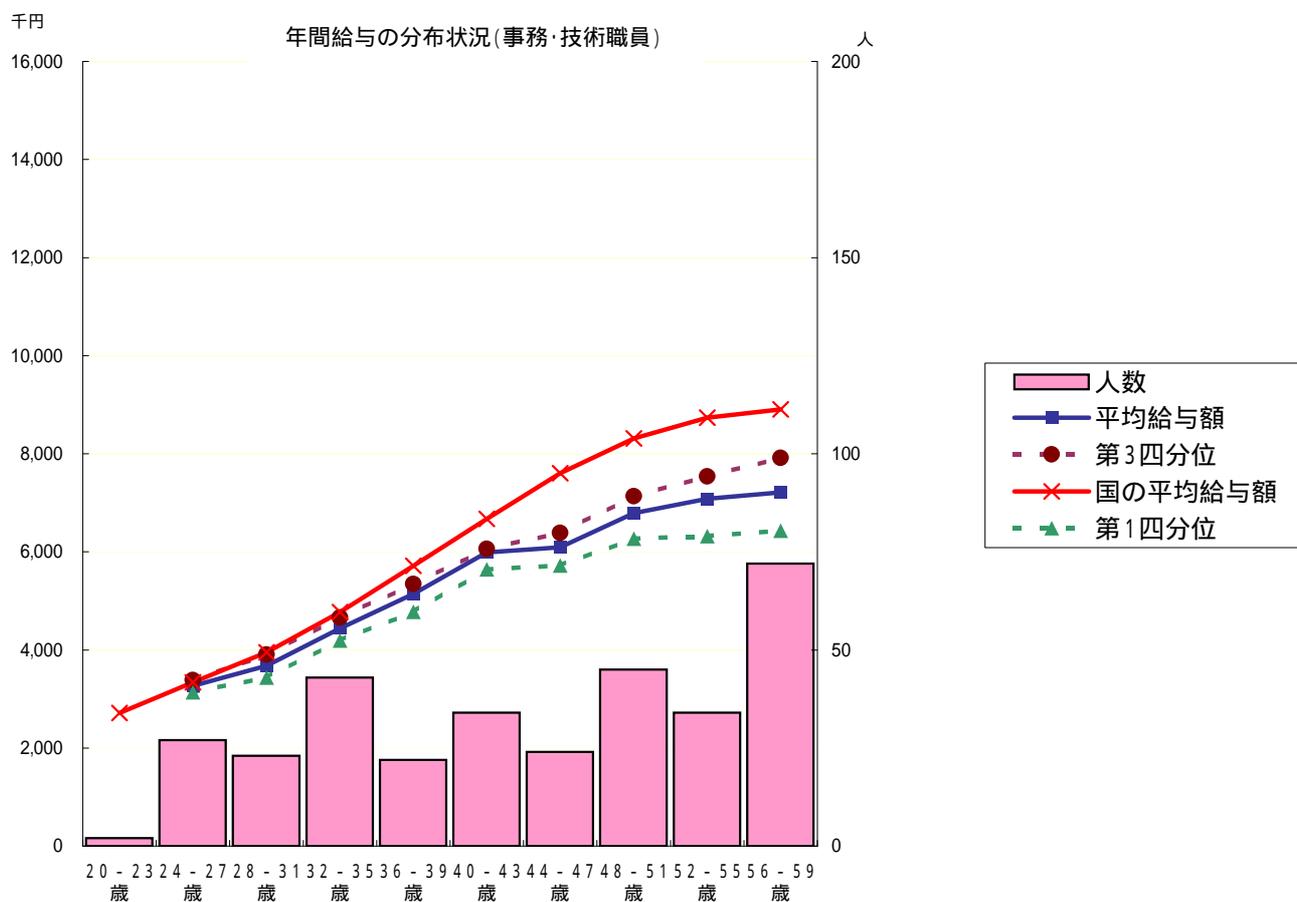
注3: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、ボイラー技士、水道手、実験助手、看護助手、調理師及び技能員を示す。

注4: 「教育職種(附属高校教員)」の「附属高校教員」とは、本学においては附属特別支援学校教員を示す。

注5: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注6: 非常勤職員の「医療職種(病院看護師)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。〕



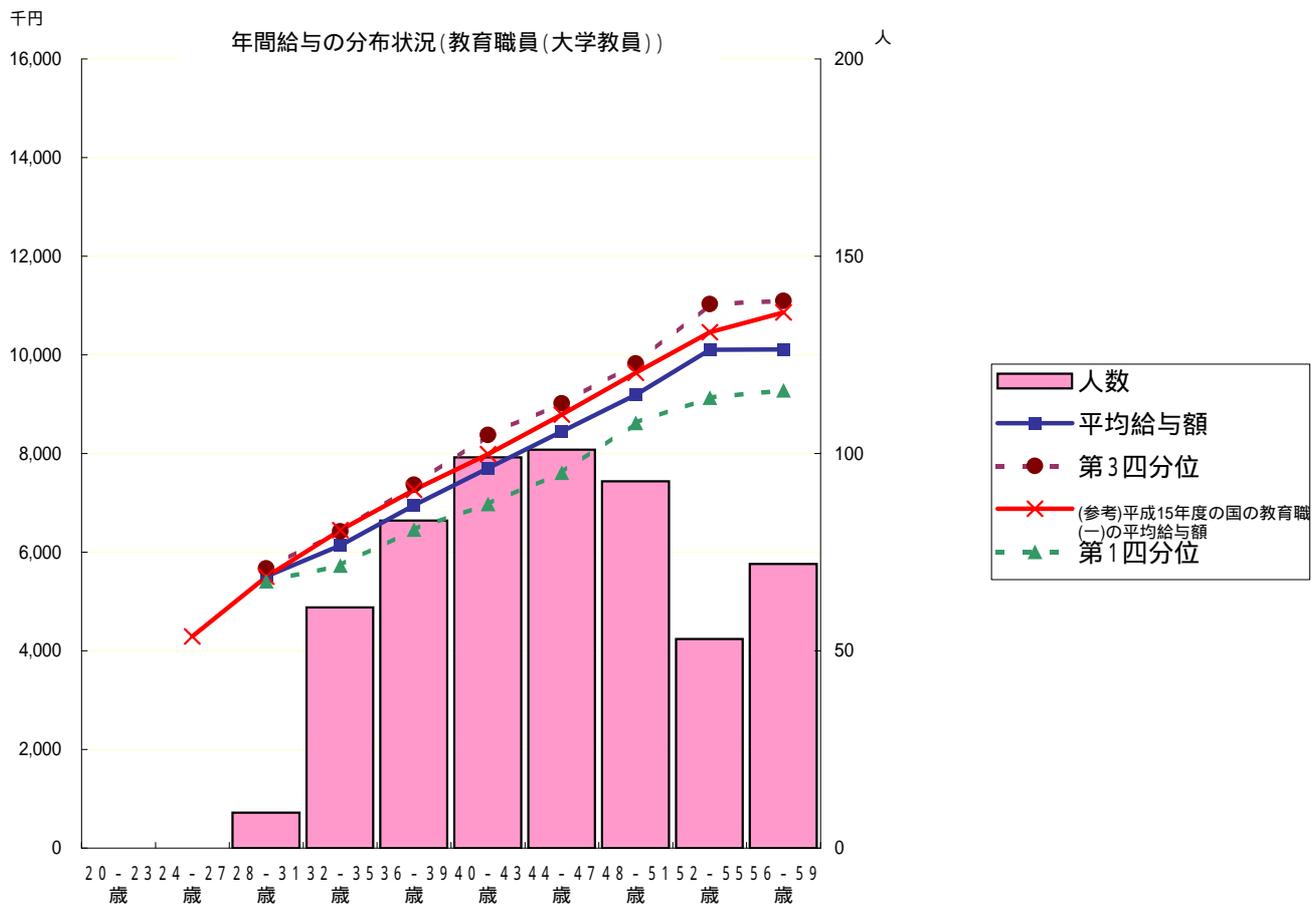
注1: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

注2: 年齢20～23歳の該当者は2人以下のため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示しない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
		平均			
		千円	千円	千円	
代表的 職位	課長	20	8,102	8,363	8,598
	係長	140	5,779	6,238	6,701
	係員	73	3,325	3,662	4,047

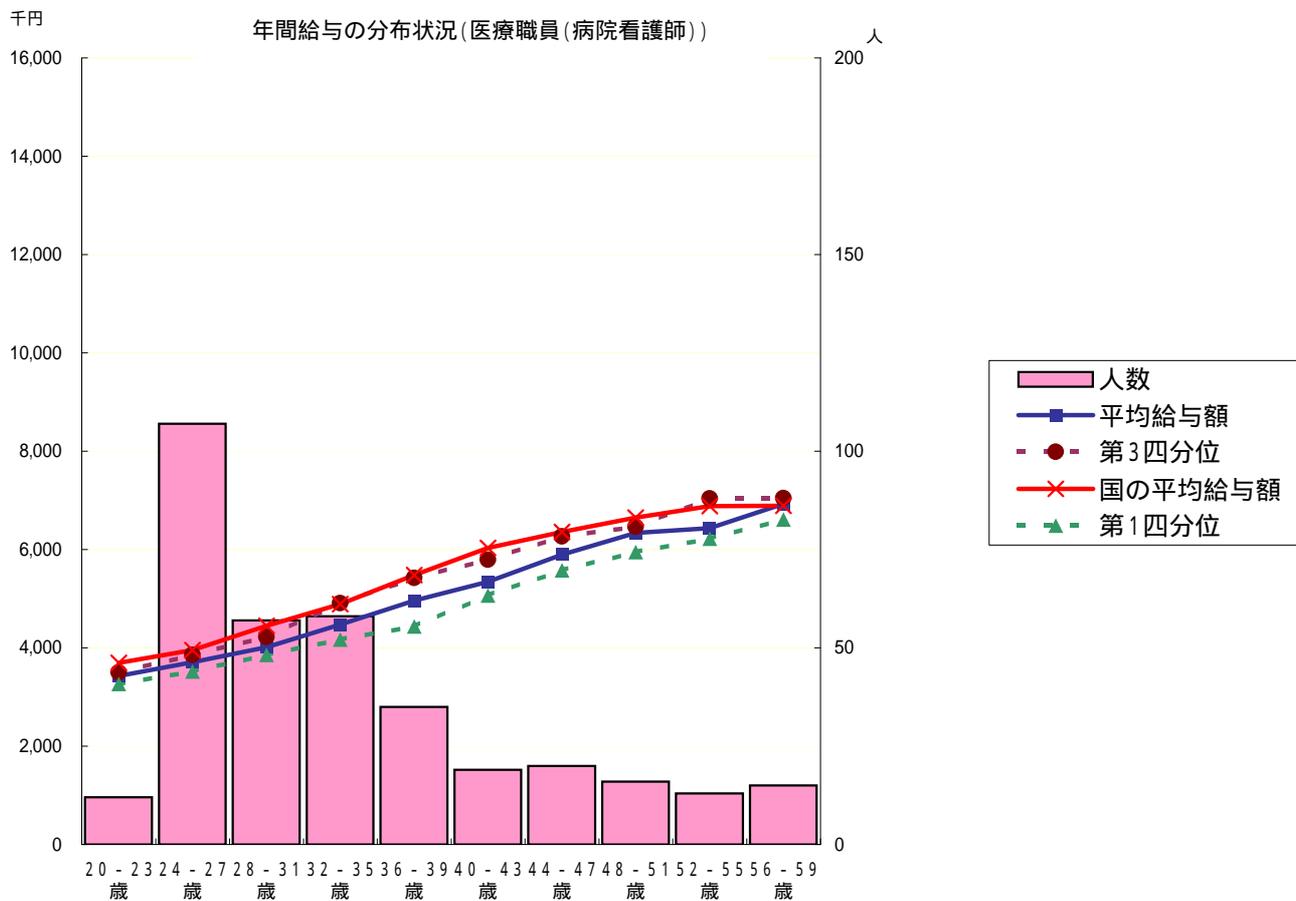
注: 「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。



注: 年齢20~23歳及び24~27歳については該当者なし。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的 職位	教授	218	55.7	9,886	10,494	11,065
	准教授	180	46.5	7,963	8,423	8,959
	助教	169	39.0	6,094	6,510	6,991



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円	
代表的 職 位	看護師長	24	50.1	6,186	6,605	7,044
	副看護師長	58	42.7	5,102	5,692	6,350
	看護師	266	31.1	3,648	4,099	4,306

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)
 (事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主 任 一般職員	係 長 主 任	副 課 長 係 長	課 長 副 課 長
人 員 (割合)	326 人	32 (9.8%) 人	55 (16.9%) 人	134 (41.1%) 人	60 (18.4%) 人	27 (8.3%) 人
年 齢 (最高～最低)		30～21 歳	46～27 歳	59～35 歳	59～45 歳	59～39 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		2,712 ～2,114 千円	3,877 ～2,392 千円	5,051 ～3,074 千円	5,904 ～4,355 千円	6,271 ～5,298 千円
年間給与額 (最高～最低)		3,573 ～2,885 千円	5,269 ～3,305 千円	6,882 ～4,266 千円	7,929 ～6,050 千円	8,453 ～7,254 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課 長	部 長	事務局長 部 長	事務局長	事務局長
人 員 (割合)	13 (4.0%) 人	3 (0.9%) 人	2 (0.6%) 人	該当者なし 人	該当者なし 人
年 齢 (最高～最低)	59～50 歳	58～49 歳	- 歳		
所定内給与年額 (最高～最低)	6,919 ～5,653 千円	7,823 ～6,442 千円	- 千円		
年間給与額 (最高～最低)	9,385 ～8,012 千円	10,717 ～9,079 千円	- 千円		

注：8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載しない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講 師	准教授	教 授	教 授
人 員 (割合)	644 人	5 (0.8%) 人	172 (26.7%) 人	70 (10.9%) 人	179 (27.8%) 人	218 (33.9%) 人	該当者なし 人
年 齢 (最高～最低)		59～33 歳	60～29 歳	62～32 歳	64～33 歳	64～42 歳	
所定内給与年額 (最高～最低)		4,305 ～3,058 千円	5,869 ～3,554 千円	6,628 ～3,724 千円	7,162 ～4,204 千円	9,719 ～5,458 千円	
年間給与額 (最高～最低)		5,996 ～4,187 千円	7,810 ～4,761 千円	9,091 ～5,201 千円	9,976 ～5,910 千円	13,496 ～7,762 千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	副看護部長 看護部長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	352人	1人 (0.3%)	266人 (75.6%)	59人 (16.8%)	25人 (7.1%)	該当者なし	該当者なし	1人 (0.3%)
年齢 (最高～最低)		-歳	57～23歳	57～30歳	59～38歳			-歳
所定内給与年額 (最高～最低)		-千円	4,722 ～2,384千円	5,159 ～3,038千円	5,183 ～4,245千円			-千円
年間給与額 (最高～最低)		-千円	6,461 ～3,265千円	7,041 ～4,199千円	7,232 ～5,937千円			-千円

注：1級及び7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載しない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率

(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	67.6%	66.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.0%	32.4%	33.6%
	最高～最低	43.1～32.2%	43.0～29.2%	43.0～30.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	68.8%	67.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3%	31.2%	32.6%
	最高～最低	41.1～31.5%	37.9～29.1%	36.2～30.4%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.5%	67.7%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.5%	32.3%	33.8%
	最高～最低	46.9～32.9%	39.5～30.0%	43.1～31.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	68.8%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3%	31.2%	32.7%
	最高～最低	41.1～31.7%	37.9～28.7%	39.4～30.5%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.0	62.9	62.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.0	37.1	37.5
	最高～最低	43.5～34.1	39.8～35.4	41.6～34.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.0	67.7	66.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.0	32.3	33.5
	最高～最低	41.1～31.3	37.9～28.5	38.2～29.8

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一)) 84.8

对他の国立大学法人等(事務・技術職員) 97.9

(教育職員(大学教員))

对他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 94.9

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三)) 92.5

对他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 95.9

注1: 比較指標とは、本法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、本法人の給与を国の給与水準(「对他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、本法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

注2: 教育職員(大学教員)の对国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 95.5

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,987,990	千円 12,142,985	千円 (%) 154,995 (1.3)	千円 (%) 296,718 (2.4)
退職手当支給額 (B)	千円 1,226,044	千円 1,315,329	千円 (%) 89,285 (6.8)	千円 (%) 257,901 (17.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,098,582	千円 1,940,094	千円 (%) 158,488 (8.2)	千円 (%) 153,129 (6.8)
福利厚生費 (D)	千円 1,893,566	千円 1,755,543	千円 (%) 138,023 (7.9)	千円 (%) 136,289 (7.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 17,206,182	千円 17,153,951	千円 (%) 52,231 (0.3)	千円 (%) 571,459 (3.2)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」については、定年退職等の後任補充時や人事異動時に業務の効率化や人員配置等の見直しを行い人件費削減に取り組んだ結果、1.3%の減少となった。「最広義人件費」については、退職者の減少に伴う「退職手当支給額」の減額、シニアレジデント制の導入等に伴う「非常勤役職員等給与」の増額及びこれに伴う「福利厚生費」の増額、また、女性医師等の定着率を向上させるための院内保育所の開設に伴う「福利厚生費」の増額の結果、0.3%の増加となった。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、役員及び職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組むこととする。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国立大学法人法に基づく法人についても、給与構造改革を踏まえて各法人ごとに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うことを中期目標に明示するよう求められたため、本学においては、平成18年度から平成21年度までの4年間で概ね4%の人件費削減を図ることとする。

基準年度の「給与、報酬等支給総額」	;	12,142,985千円
当年度の「給与、報酬等支給総額」	;	11,987,990千円
「当年度までの人件費削減率」	;	1.3%
当年度の「給与、報酬等支給総額」	;	11,987,990千円
平成17年度の「人件費予算相当額」	;	12,647,111千円
人件費の削減率(対人件費予算相当額)	;	5.2%

法人が必要と認める事項

特になし。